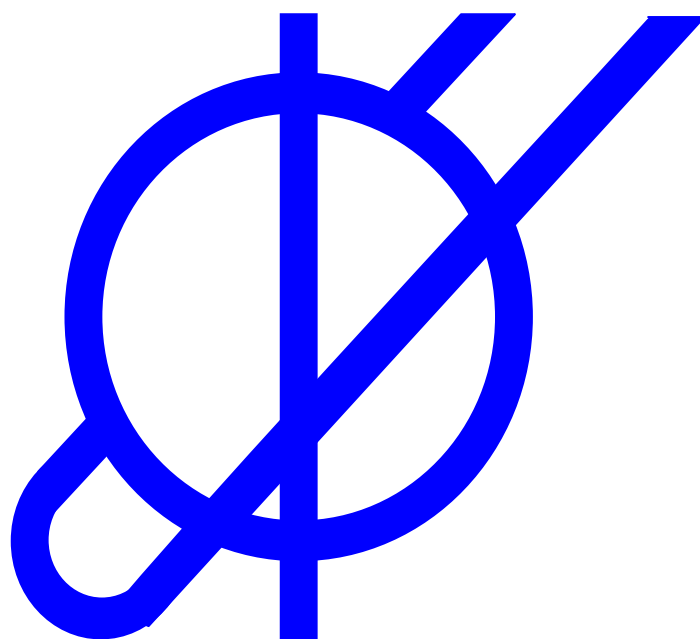


2018

科目等履修生募集要項
保育士資格取得特例講座受講用



大阪国際大学短期大学部

< 守口キャンパス 教学・教職センター >

〒570-8555 大阪府守口市藤田町6丁目21番57号

TEL : 06-6902-0791 (代表) / FAX : 06-6907-4372

—はじめに—

●認定こども園法改正に伴う特例制度について

平成 27 年 4 月から施行されました幼保連携型認定こども園制度について、当該こども園の職員となる「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」及び「保育士資格」の両方を有していることが必要となります。

このため、いずれかの免許・資格しか有していない方については、当該制度施行後 5 年間(平成 32 年 3 月まで)の経過措置中に、取得できていない方の資格・免許を取得できるよう、幼稚園教諭又は保育士として、3 年かつ 4,320 時間以上の実務経験がある方に対して当該免許・資格の取得に必要な単位数を軽減する等の特例を設けることとした特例制度が各関係省庁において制定されました。

これを受け、本学幼児保育学科においても特例制度用の講座を開講することとし、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを取得希望される方を科目等履修生として受け入れ、受講いただくこととなりました。

つきましては、「保育士資格取得特例講座」の受講を希望される方は、以下 (P.2 以降) のとおり手順のほどよろしくお願い致します。

ご参考:特例制度により保育士資格を取得する場合の要件

基礎資格	幼稚園教諭等としての実務経験 *	大学等において修得することが必要な最低単位数
幼稚園教諭免許状を有すること	3 年以上 ※勤務時間の合計が 4,320 時間以上の 場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と養護 (講義・2 単位) ・相談支援 (講義・2 単位) ・保健と食と栄養 (講義・2 単位) ・乳児保育 (演習・2 単位) 計 8 単位

* 以下の施設での実務経験が必要となります。

- (1) 幼稚園 (特別支援学校幼稚部含む)
- (2) 認定こども園
- (3) 保育所
- (4) 小規模保育事業 (児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型に限る。)) を実施する施設
 ※平成 27 年度からの新規事業のため、各事業所の勤務対象期間は平成 27 年 4 月からになります。それ以前の勤務対象期間 (対象施設) になるかは、施設が所在する都道府県の保育主管課に確認してください。
- (5) 事業所内保育事業 (児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業 (利用定員が 6 人以上の施設) を実施する施設
 ※平成 27 年度からの新規事業のため、各事業所の勤務対象期間は平成 27 年 4 月からになります。それ以前の勤務対象期間 (対象施設) になるかは、施設が所在する都道府県の保育主管課に確認してください。
- (6) 公立の認可外保育施設
 国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 (同項に規定する保育所を除く)
- (7) 離島その他の地域において特例保育 (子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育) を実施する施設 (旧へき地保育所)
- (8) 幼稚園併設型認可外保育施設
- (9) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号) による証明書の交付を平成 17 年以降に受けた「認可外保育施設」
 ※平成 17 年以降で上記の証明書交付後の勤務期間および勤務時間が対象です。上記証明書の交付前、または交付されていない期間の勤務期間及び勤務時間は実務経験に含めることができません。
 ※実務証明書と併せて「特例制度対象施設証明書」の提出が必要です。勤務施設が対象施設であることを都道府県等が証明する書類です。
 ※以下の施設は特例制度対象施設に該当しません。
 - 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり (入所児童の保護者と日単位または時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの) による施設
 - 当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部または一部の利用による施設
 - 利用定員が 5 人以下の施設

【大阪国際大学短期大学部における保育士資格取得特例講座の実施内容】

● 募集概要

出願資格	① 幼稚園教諭免許状を所有している方 ② 所定の施設（P.1参照）において、幼稚園教諭等としての実務経験が3年（勤務時間の合計が4,320時間）以上あること、又は「幼保連携型認定こども園制度」施行後5年間（平成32年3月まで）の経過措置中に実務経験を満たす予定であること。		
募集人数	定員50名 注1) 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。 注2) 申込者数が10名未満の場合は、当該講座を実施しない場合があります。	出願期間	平成30年6月11日(月)から 平成30年6月29日(金)まで 注) 出願方法等に関する詳細については、P.3以降を必ずご確認ください。

● 本学開講科目及び実施日程

特例制度による免除科目履修形態 科目名(授業形態・単位数)		本学開講科目名	単位数(授業形態)・ 授業回数	実施日程(予定) ※1・※2
福祉と養護	(講義・2単位)	福祉と養護	2単位(講義) 授業回数:15回	8月1日(水)1~5時限 8月2日(木)1~5時限 8月3日(金)1~5時限
保健と食と栄養	(講義・2単位)	保健と食と栄養	2単位(講義) 授業回数:15回	8月6日(月)1~5時限 8月7日(火)1~5時限 8月8日(水)1~5時限
相談支援	(講義・2単位)	相談支援	2単位(講義) 授業回数:15回	8月10日(金)1~5時限 8月21日(火)1~5時限 8月22日(水)1~5時限
乳児保育	(演習・2単位)	乳児保育	2単位(演習) 授業回数:15回	8月23日(木)1~5時限 8月24日(金)1~5時限 8月27日(月)1~5時限
単位数合計	8単位	単位数合計	8単位	

- ※ 1 実施日程については、科目担当教員の都合等により、日程を変更する場合がございます。
 ※ 2 授業時間(5時制限)は下記「授業時間」を参照してください。

● 特例講座予備日(補講日)

やむを得ない事情(科目担当教員の都合、台風、京阪電車の不通等)により、上記講座日程に休講が生じる場合は、下記予備日に休講となった講座科目を行う予定でございますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。

なお、下記予備日も急遽変更となる場合がございますことを、あらかじめご了承願います。

特例講座予備日	8月9日(木)1~5時限
	8月28日(火)1~5時限
	8月29日(水)1~5時限

● 授業時間

各日も以下の授業時間で実施します。

授業時間帯	
1時限	9:00~10:30
2時限	10:40~12:10
昼食休憩(12:10~13:00)	
3時限	13:00~14:30
4時限	14:40~16:10
5時限	16:20~17:50

1. 出願手続の手順について

科目等履修生（保育士資格取得特例講座受講）を希望される場合は、下記の出願手続手順をご確認のうえ、お申し込みください。

なお、**保育士資格取得特例講座を受講する場合の科目等履修生は、本学で別途受け入れをしている通常の科目等履修生と出願日程・方法及び履修期間等が異なりますので、ご注意ください。**

●保育士資格取得特例講座を受講する場合の出願手続手順

① 出願資格の確認	P.4「2. 出願資格」をご確認ください。 出願資格・出願手続に関するご質問は以下までお願い致します。 担当部署：大阪国際大学短期大学部 教学・教職センター 電話：06-6902-0791（代表） お電話での受付時間：平日（月～金）の 8:50～17:50
② 履修科目の選択	P.2「●本学開講科目及び実施日程」をご確認のうえ、履修科目を選択（「保特例 様式1-2」に記入）してください。
③ 出 願	提出期限（P.4「4. 出願期間及び提出方法」参照）までに 出願書類 （P.5「5. 出願に必要な書類」参照）を提出してください。 注1）出願者数が定員50名を超えた場合は抽選とさせていただきます。 注2）出願者数が10名未満の場合は、当該講座を実施しない場合があります。また、実施しない場合は、直ちに 出願者にご絡させていただくとともに、出願書類をご返送させていただきます。 以上、あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。
④ 履 修 許 可	履修許可通知（郵送） 履修許可者には、履修許可書、科目等履修生の手引、シラバス（講義内容）、履修料振込依頼票等の書類をお送り致します。 注）出願者数が定員50名を超え抽選が生じた場合は、抽選に漏れた方については、 出願書類をご返送させていただきます。 なお、抽選結果に関する質問には一切応じられません。
⑤ 履 修 料 納 付	履修が許可された場合は、 指定の期日 [7月26日(木)] までに履修料を納入 してください。 注1）延納・分納制度等はありません。指定期日までに履修許可科目分全額を本学所定の振込依頼票で納入してください。 注2）期日までに納入できない場合は、受講をお断りする場合がございます。

2. 出願資格

保育士資格取得特例講座を受講される場合の科目等履修生の出願資格は、下記①②に該当する方です。ご確認のほどよろしくお願い致します。

① 幼稚園教諭免許状を所有している方

注) 幼稚園教諭免許状をお持ちでない方は、特例制度を活用した保育士資格は取得できませんので、ご注意ください。

② 所定の施設 (P.1 参照) において、幼稚園教諭等としての実務経験が3年 (勤務時間の合計が4,320時間) 以上あること、又は「幼保連携型認定こども園制度」施行後5年間 (平成32年3月まで) の経過措置中に実務経験を満たす予定であること。

注1) 本学受講の際は、幼稚園教諭等として所定の施設においての実務経験が3年 (実労働時間の合計が4,320時間) 以上あること又は制度施行後5年間の経過措置までに実務経験を満たす予定であることについての実務証明書等を、ご提出いただく必要はございません。

ただし、保育士試験受験手続の際は受験手続書類として実務証明書 (3年かつ4,320時間以上の勤務経験証明) を提出する必要がありますので、ご留意願います。

また、実務経験年数や実務証明書等については、ご自身で勤務施設に必ず事前にご確認のほどよろしくお願い致します。 (実務経験に関するお問合わせにはお答えできません)

注2) 5年間の経過措置について、平成27年度に制度が施行されたため、平成31年度の保育士試験受験による保育士資格取得が最後になります。平成31年度に特例制度による単位を修得した場合又は実務経験を満たした場合は特例により平成32年度の保育士試験を受験できます。ただし、制度の経過措置は平成31年度末までのため、平成32年度以降は保育士資格を取得するまでの間は、「保育教諭」として勤務することができませんので注意してください。

3. 募集人数

定員 50名

注1) 定員を超えた場合は、出願期限終了後に抽選により受講者を決定いたします。

なお、抽選結果に関する質問には一切応じられませんので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。

注2) 申込者数が10名未満の場合は、当該講座を実施しない場合があります。

4. 出願期間及び提出方法 (定員50名を超えた場合は抽選とさせていただきます)

平成30年度の保育士資格取得特例講座の出願期間及び提出方法は、下記のとおりです。出願書類を準備のうえ、期限までに提出してください。

●出願期間：平成30年6月11日(月)～平成30年6月29日(金)

注1) 郵送の場合は、期限(6/29)必着

注2) 持参される場合は、出願期間中の平日(月～金) 8:50～17:50にて受付致します。(受付時間外及び土・日は受付できません)

●提出方法

提出先：〒570-8555 大阪府守口市藤田町6丁目21番57号
大阪国際大学短期大学部 教学・教職センター(6号館1階)
TEL 06-6902-0791(代表)

《郵送にて提出される場合》

- ① 期限(6/29)必着です。余裕をもってお送りください。期限を過ぎて本学に届いた場合は、受付致しません。
- ② 郵送の際は、必ず簡易書留又は「レターパックプラス(レターパックライトも可)」にてお送りください。
- ③ 送付用の封筒(定型外封筒角2号をご用意ください)又はレターパックは、ご自身でご用意ください。
- ④ 送付用封筒の表には「保育士資格取得特例講座 出願書類在中」と朱書きしてください。

《持参にて提出される場合》

- ① 出願書類を提出用封筒(定型外封筒角2号をご用意のうえ、表に「氏名」及び「保育士資格取得特例講座出願書類在中」とご記入ください)に封入のうえ、大阪国際大学短期大学部(大阪府守口市藤田町6丁目21番57号)6号館1階 教学・教職センターまでご持参ください。
注) 一般駐車場はございませんので、お車でのご来学はご遠慮ください。
- ② 持参される場合の出願書類受付時間は、出願期間中の平日(月～金) 8:50～17:50となっております。当該受付時間外あるいは土・日にご持参された場合は、受付できませんので、ご注意ください。

5. 出願に必要な書類

下記の出願書類をご提出いただきます。

① 科目等履修生志願書（保特例 様式 1-1）[出願前3ヶ月以内に撮影した写真を貼付]

② 履修科目届（保特例 様式 1-2）

注1) 上記①②の様式は、本学ホームページの「出願書類様式はこちら」からダウンロードしてください。

注2) 上記①②の書類は、必ず本人自筆で記入してください。

③ 最終学歴の卒業証明書の原本（高等学校、短期大学、大学、専門学校 等）

注) 卒業証明書とは、学校等の教育機関において必要な課程を修了し、卒業したことを証明する書面です。（公印が押印されています。）発行に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

なお、卒業式に授与される卒業証書ではありませんので、ご注意ください。

④ 幼稚園教諭免許状の写し（裏面にも記載事項がある場合は両面コピーで提出のこと）

⑤ その他 在職中の方は、所属長の受講承諾書（様式自由：所属長の公印の押印が必要です）※

※ 様式は自由ですので、任意の様式（所属長の公印の押印要）でのご提出で差し支えございません。

また、本学様式「受講承諾書」（本学ホームページの「出願書類様式はこちら」からダウンロードできます）を、ご使用いただいても構いません。

6. 履修許可

出願資格を満たしているかを出願書類にて確認のうえ、**本人様宛に履修許可の可否を通知**いたします。

通知の発送については、**7月10日(火)の発送予定ですが、7月13日(金)までに書類が届かない場合は、誠にお手数ですが、至急ご連絡(7月16日(月)までに)**のほどよろしくお願い致します。

なお、50名定員を超えた場合は抽選を行います。残念ながら抽選に漏れた方につきましては、**抽選結果と併せてご提出いただいた出願書類をご返送**させていただきます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。

連絡先：大阪国際大学短期大学部 教学・教職センター [Tel 06-6902-0791(代表)]

電話での受付時間：平日(月～金)の8:50～17:50

注) 上記受付時間中に連絡できない場合は、FAX(教学・教職センター直通 FAX:06-6907-4372)にて、**氏名・ご連絡先**をご記入のうえ、履修許可の可否通知が届いていない旨をご連絡いただきますようお願い致します。

7. 履修料

許可された科目について、履修料の納付金額を通知します。

履修料は次のとおりです。

	一般の方	本学卒業生
講義科目・演習科目	12,000円(1単位につき)	6,000円(1単位につき)

注1) 履修許可書と併せてお送りする**振込依頼票**を使用し、記載された期日までに全額納入してください。(延納・分納制度等はありません)

注2) 一旦、納入された履修料は、いかなる場合も返付いたしません。

注3) 期日までに納入できない場合は、受講をお断りする場合がございます。

注4) 科目によっては、別途材料費等を追加徴収することがあります。また科目により指定がある場合は別途テキスト代も必要となります。

注5) 平成30年度より履修料を改定しております。

(ご参考) 履修料の一例

2単位の講義科目(15回開講)を1科目履修する場合、一般の方は履修料24,000円、本学卒業生の方は半額の12,000円です。また、当該特例講座科目4科目を全て履修される場合は、一般の方は履修料96,000円、本学卒業生の方は半額の48,000円です。

8. 科目等履修生証

科目等履修生証は、本学の科目等履修生であることを証明するものです。履修が許可され履修料を納付された後、初回の受講時に受講教室前にてお渡し致します。

通学の際は、必ず携帯してください。提示を求められることがあります。(初回の受講時は履修許可書をご提示いただきます)

科目等履修生証の提示が必要な場合

- ・本学の施設・設備を使用する場合
- ・その他本学教職員から提示の指示があった場合

9. 単位の認定

下記のとおり単位の認定を行います。

① 全科目について、成績結果を「秀」・「優」・「良」・「可」・「不可」のいずれかにより通知します。

② 全科目とも、授業時間数の3分の2以上の出席がなければ、成績評価の対象としません。

●遅刻及び早退の取り扱いについて

授業開始後30分を超過した遅刻、および授業終了前30分以上の早退は、欠席とします。

また、3回の遅刻(早退を含む)で、1回の欠席とします。

●欠席について

病気や怪我、忌引き、交通機関の不通または延着等で欠席した場合は、『欠席届』(教学・教職センター設置)を教学・教職センターに提出してください。

なお、本講座は集中講義形式で行うため、当該『欠席届』はあくまで欠席理由を明らかにするものであり、公欠として取り扱うものではありません。あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

③ 修得された科目の「成績及び単位修得証明書」及び「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」(保育士試験出願用)を交付します。

注1) 「成績及び単位修得証明書」及び「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」(保育士試験出願用)の送付時期については、全講座終了後、約1ヵ月後に送付を予定しております。

注2) 成績結果が「不可」の科目につきましては、「成績及び単位修得証明書」及び「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」(保育士試験出願用)は交付できません。

10. 保育士資格申請

下記の手順にて各自において手続いただきます。

① 保育士試験受験の手続きを保育士試験事務センター(一般社団法人全国保育士養成協議会: <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>)にて行う。

受験申込の際に筆記試験科目等の免除申請書類(「幼稚園教諭免許状」の写し、「実務証明書」(3年間以上の勤務証明)、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」等)を、その他の受験申込書類と併せて必ず提出してください。

当該書類を所定の期限までに提出されなかった場合は、試験科目は免除されません。

注) 平成30年度に本学の特例講座科目4科目を全て修得された方は、平成30年度 保育士試験[受験申請受付期間:平成30年10月中旬(日程の詳細は未定)※]を受験することができます。

※ 幼稚園教諭免許状所有者でかつ幼稚園教諭等としての実務経験が3年(勤務時間の合計が4,320時間)以上ある者で筆記試験全科目免除対象の方に限り受験の申請ができる期間です。

なお、3年(勤務時間の合計が4,320時間)の実務経験を満たしていない場合は、実務経験を充足した後に受験いただくこととなります。

② 保育士試験の合格通知書を受取後、登録事務処理センター(保育士登録機関: <http://www.hoikushi.jp>)にて保育士登録手続を行い、保育士証を受取する。

11. その他ご案内

① 来学について

本学には一般駐車場はありませんので、お車での来学はできません。公共の交通機関をご利用ください。

本学への交通アクセスURL : <http://www.oiu.ac.jp/oic/access/>

② 通学定期について

科目等履修生は、鉄道・バス等における通学定期の扱いはなく、一般通勤定期となりますので、ご了承ください。

以上、その他受講の際の詳細な注意事項等については、履修許可通知をお送りする際に併せてご連絡させていただきます。